

No.	質問	回答
1 対象となる書類		
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和3年1月2月1日以降に発行される請求書、請求に係る委任状が対象になります。ただし、請求書等であっても、法令、規則又は要綱等の規定により押印や書面の提出を求めているものについては省略できません。
2	従来どおり、請求書等に押印し、郵送や持参による提出は可能ですか。	押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。
3	電子メール、FAXで請求書等を提出してもよいですか。	押印省略した請求書等については、電子メール、FAXによる提出も可能です。ただし、鮮明に読み取れるものに限りです。送信先メールアドレス等については、提出先の課へお問い合わせください。
2 押印省略の方法		
1	押印を省略する場合の請求書等の記載方法を教えてください。	請求書等に法人・個人事業主・任意団体の場合は「責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を、個人の場合は「連絡先（電話番号）」を記載することで、押印を省略することができます。ただし、委任状は委任者の連絡先等になりますのでご注意ください。確認のため、記載された方に連絡することがあります。
2	責任者とは誰ですか。	請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、発行するにあたり責任を有する方をいいます。
3	担当者とは誰ですか。	本取引に関する事務を担当する方です。
4	責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	「責任者」及び「担当者」欄にそれぞれ記載してください。
5	代表者と責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営している場合等）、責任者等の欄はどのように記載するのですか。	代表者の職名・氏名等は必ず記載してください。その上で、押印を省略する場合は、「責任者」及び「担当者」欄にそれぞれ記載してください。
6	責任者名や担当者名の記載は、苗字のみの記載や押印でもよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
7	請求書等について、法人の代表者の職名・氏名等の記載も省略できますか。	今回の取扱いは、責任者・担当者の氏名・連絡先を記載することで押印を省略できる取扱いとするもので、従来の記載事項を省略することはできません。
8	連絡先は携帯電話でもよいですか。	法人・個人事業主・任意団体の場合は固定番号の番号を記載してください。固定電話を設置していない場合のみ、携帯電話番号を記載してください。個人の場合は連絡のとりやすい電話番号を記載してください。（携帯電話番号でも結構です。）
9	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難である場合は、FAX番号やメールアドレスを記載してください。
10	責任者名や担当者名の記載は、手書きでもよいですか。	手書きでも結構ですが、鉛筆・消せる筆記用具での記載は不可です。
11	押印を省略して電子メールで提出する場合、「責任者及び担当者の氏名及び連絡先」は、電子メール本文に記載してよいですか。	「責任者及び担当者の氏名及び連絡先」については、提出時の電子メール本文に記載していただいても結構です。
12	押印した請求書等をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出してもよいですか。	電子メールで提出する場合は、印影の有無に関わらず、「責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載が必要になります。また、電子メールで提出する場合は、PDF形式のファイルとしてください。
13	押印を省略した請求書に訂正箇所がある場合は、どのような対応になりますか。	差替えでの対応になります。押印を省略していない請求書については、従来どおり請求書に押印した代表者印（契約書・請書があるものは、そこに押印した印と同一のもの）で訂正が可能です。
3 電子メールによる提出方法		
1	請求書等を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	PDF形式のファイルとしてください。
2	押印を省略した請求書等は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参で、紙面による提出もできます。
3	電子メールに請求書等を添付する代わりに、請求金額を含む請求書の内容を、メール本文に記載してもよいですか。	請求書等の提出を省略することはできません。電子メールで提出する場合は、請求書等の書類そのものをPDF形式のファイルにし、電子メールに添付して提出してください。